学校施設の目的外使用許可に関する事務運営要綱

沿革 平成8年9月24日 ①

平成10年4月1日 ②

平成14年1月16日 ③

平成14年4月1日 ④

平成22年11月9日 ⑤

平成23年9月14日 ⑥

平成25年3月1日 ⑦

平成27年7月8日 ⑧

令和元年7月10日 9

令和2年4月1日 ⑩

令和6年4月1日 ⑪

1 趣旨

この要綱は、西宮市学校施設の目的外使用に関する規則(平成4年西宮市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。)に基づき学校施設の目的外使用の許可を行う場合の規則の解釈、基準及び運用等について定める。

2 規則の適用範囲(規則第1条及び第2条関係)

(1) 学校施設

学校(幼稚園を含む。以下同じ。)施設とは、学校が使用し管理している建物その他工作物及び土地 (学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。)をいう。(学校施設の確保に関する政令第2条第2項)

(2) 目的外の一時使用

目的外の一時使用とは、西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可又は校園長の許可を得て学校施設を本来の学校教育の目的以外の用に一時的な行事会場として使用することをいう。

規則の対象となる目的外の一時使用は、おおむね次のようなものである。

- ① 学校教育法第137条(社会教育への利用)及び社会教育法第6章(学校施設の利用)に基づく 使用⑨
- ② 市の事務事業のための使用
- ③ 公職選挙法に基づく使用

(3) 規則適用外

目的外の一時使用の意義から、おおむね次のようなものが規則の対象外となる。

- ① 法令の規定に基づき使用する場合
 - 土地収用法及び道路法等により行う、立入、調査、測量等
 - 災害救助法、災害対策基本法及び消防法等により非常災害のときにおける土地、建物の使用、 収用等
- ② 学校開放事業として使用する場合⑥
 - 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則に基づき使用する場合③
 - 西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則に基づき使用する場合
 - 西宮市立学校のスポーツ21クラブハウス及び地域交流室の管理運営に関する要綱に基づき 使用する場合⑨
 - 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則に基づく事業®

- 西宮市子供の居場所づくり事業®
- 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業⑧
- ③ 本来使用の延長と考えられる場合①
 - 使用場所となる学校園に属する児童、生徒の課外活動等
 - 使用場所となる学校園が主催する開放事業(図書室開放、講演会等)
- ④ 教育財産としての学校施設を長期又は継続的に占用使用する場合。この場合の許可手続きについては教育財産管理規則の定めるところによる。⑨
 - NTT柱及び関電柱の設置
 - ガス、水道管及び公共下水道管の埋設
 - 電波障害用アンテナ、公共基準点の設置
 - 留守家庭児童育成センター、食堂及び売店の設置
- 3 使用許可できる施設(規則第3条関係)

使用許可できる施設は、規則第3条第1項に明記している。

ただし、規則第3条第2項により地域団体に使用を許可した場合、特別教室、会議室、食堂及びランチルーム等も使用できるので留意すること。⑤ ⑩

なお、この規則でいう屋内運動場とは、アリーナ及び格技室を、教室とは、普通教室及び多目的教室 をさす。②

4 使用許可申請の特例(規則第5条第2項関係)①

法令上別に手続きを必要とする場合の主なものは、公職選挙法に基づく使用で次のものである。なお、 許可手続きについては、【別表1】に定めるとおりとするが、詳細は、市選挙管理委員会の通知等を受け て、委員会から各学校園へ、各選挙公示又は告示前に別途通知する。

- (1) 個人演説会
- (2) 政党演説会
- (3) 政党等演説会
- (4) 政談演説会
- 5 使用許可の特例等(規則第6条関係)

使用許可権限は、委員会に属する。

ただし、規則第6条は、地域団体の使用に関して校園長の専決により許可できることを規定したものである。

(1) 地域団体

この規則でいう地域団体とは、当面、別紙「地域団体について」に掲げる団体をいう。

(2) 地域振興活動

この規則でいう地域振興活動とは、地域の自治、福祉、文化、体育、レクリエーション等の地域団体の活動であり、主なものは次のようなものである。

会合、敬老会、盆踊り、講演会、運動会、ソフトボール、早朝体操、防災訓練等 地域団体及び使用目的等に疑義がある場合は、委員会と協議すること。⑤

(3) 使用許可申請手続

使用許可申請手続きについては、規則第5条に準ずる取り扱いとし以下のとおりとする。

- ① 目的外一時使用をしようとする地域団体は、西宮市立学校園使用許可申請書を校園長に提出し、 その承諾及び許可を得なければならない。①
- ② 校園長は、使用を許可したときは、西宮市立学校園使用許可書(校園長印を押印する。)を交付する。使用許可申請書は、学校園で保存する。
- ③ 校園長は、使用を許可したときは、別紙「学校施設目的外使用簿兼結果報告書」に、許可内容及び使用状況等を記録し、保存する。

(4) 使用料について

規則第6条の2により、要綱7の減免基準に該当する場合は、校園長は減免を決定することができる。また、この要綱に定めのない場合については、委員会と協議すること。

6 使用の許可基準(規則第7条関係)

学校施設は、本来学校教育の用に供するための施設であるから、目的外使用を許可するには、法令上等に一定の制限がある。

すなわち学校教育法第137条は「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を 附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」として、学校教育 上支障のないことを要件に掲げている。 ⑨

また、憲法第89条は、「公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の利用に供してはならない。」と定めている。

規則第7条は、これらの趣旨を踏まえ、許可できない場合を列記したものであり、使用許可申請があったときの同意又は不同意の判断は校園長が行い、委員会が最終的に許可又は不許可を決定する。規則第6条に該当する場合、校園長が許可又は不許可の判断を行う。⑨

(1) 学校教育上支障がある場合

- 授業、学校行事、運営に支障がある場合
- 使用に関して物理的に余裕があっても、児童生徒に及ぼす影響等が精神的な面からも支障が見 込まれる場合

(2) 管理上支障がある場合

- 学校関係者が不在、かつ常駐警備を行わない時間帯で、学校施設を施錠する場合⑨
- 校舎、校庭等が工事中の場合
- 施設に瑕疵があり、事故が予想される場合
- 使用を許可したために、後日補修が予想される場合(例-校庭を駐車場として使用等)
- 後片付け、清掃等の履行ができないと予想される場合
- 建物、施設を毀損するおそれがあると予想される場合
- 近隣住民に、迷惑を及ぼすおそれがあると予想される場合
- (3) 営利を目的とした団体及び個人の場合
 - 商品等の販売、展示、宣伝活動
 - 営利団体の研修、入社式等の儀式
 - 営利を目的とする文化教室等の行う発表会及び練習
 - 同業組合及び商店会の会合及び謝恩行事
 - 入場料を徴して行う音楽会、映画会等
- (4) 金銭等を徴収する場合

金銭等を徴収する場合は、原則として許可しない。ただし、次のような場合は許可することもできる。

- ① 営利を目的としない団体(政治及び宗教団体を除く)等が、寄付金、カンパ、会費その他これに 類する金銭を徴収する諸会合の場合は、会合の趣旨、使用者及び参加予定者と徴収金額とを比較 し、使用当日における活動経費に充てるための金銭と判断されるものに限り許可するものとし、 当該団体の活動資金を得るものは許可しない。
- ② バザーについては、PTA、自治会、婦人会、消費者団体等営利を目的としない団体(政治団体 及び宗教団体は不可)で、その収益を慈善又は福祉事業に寄付することを目的とするものに限り 許可するものとし、当該団体の活動資金を得るものは許可しない。
- ③ 地域団体と連携して実施する団体のうち営利を目的としないもの(政治及び宗教団体を除く) 又は地域団体が開催する行事のうち校長が認める場合。
- ④ 上記①②③の取り扱いについて、使用の申し込みがあったときには、校園長は使用当日の行事、活動の収支予算書(見積書)及び広報紙(チラシ)等を徴収し、疑義のあるものは、同意又は許可前(使用許可申請書の校園長印押印前)に委員会と協議すること。同意又は許可できると判断

したものは、収支予算書(見積書)及び広報紙(チラシ)を添付し規則第5条又は第6条の手続きを行う。⑨

- (5) 政治活動を目的とする場合
 - ① 政治活動を目的とする場合は、原則として許可しない。
 - 政党その他政治団体の行う政策の普及推進、党勢拡張、政治啓発等のための活動
 - 政党その他政治団体の行う役員会、学習会等
 - 政党その他政治団体の行う文化活動及び体育活動等
 - ② 前記にかかわらず次の場合は、開催時期、手続方法その他条件に応じて、【別表1】のとおり許可することができる。なお、詳細は、市選挙管理委員会の通知等を受けて、委員会から各学校園へ、各選挙公示又は告示前に別途通知する。
 - 〇 個人演説会
 - 政党演説会
 - 政党等演説会
 - 〇 政談演説会
 - 現職の知事、市長、議員による国、県及び市会報告会
- (6) 宗教活動を目的とする場合

宗教活動を目的とする場合は、全て許可しない。

- 特定の宗教又は宗教団体を支持、反対するための活動
- 布教のための活動
- 宗教又は宗教団体の役員会、学習会
- 宗教又は宗教団体の行う文化活動及び体育活動
- (7) その他公益に反するおそれがあると認めた場合

公益に反するおそれがある場合とは、反社会的活動を目的とするものでおおむね次のようなものである。

- ××粉砕集会
- 暴力的な集団の利用が予想される場合
- 建物、施設を毀損するおそれがあると認めたとき
- (8) 長期又は独占的な使用となるおそれがある場合

長期又は独占的な使用とは、同一団体又は個人が同一施設を長期、独占的に使用することをいう。 このような使用は、学校施設目的外一時使用の意義、公平取り扱いの原則に反し、又は学校教育上及 び管理上支障をきたすおそれがある。

<使用回数の制限>

同一団体又は個人の使用許可は、1校週2回を限度とする。この場合2校以上を使用するときは、通算するものとする。ただし、学校が夏季休業日等の休業中である場合においては、使用者、使用目的、学校教育上の支障の有無、周辺住民への影響等を勘案のうえ回数を増減し許可してもよい。

- 7 使用料の減免基準(条例第3条関係) ① ③ ④ ⑤ ⑦ ⑨
 - (1) 減免の場合
 - ① 市の事務事業のために使用する場合

使	用	事	例	使 用 料
選挙の投票所、開票所・・ 予防接種・・・・・・・ 職員採用試験・・・・・・ 危険物取扱者試験・・・・ その他市の事務事業			・保健予防課 ・人事課	免除

② 公益上その他の特別の理由がある場合

使 用 事 例	使 用 料
ア 市社会教育関係団体、青少年関係団体の諸行事 ・・・・・ 婦人会 ・・・・・ 青年団 ・・・・・ ボーイスカウト、ガールスカウト ・・・・ その他市社会教育関係団体、青少年関係団体	
イ 自治、福祉及び公益を目的とする地域団体、協会その他公共的団体が使用する場合 ○○自治会の総会等 ・・・・・ ○○自治会 ○○子供会の活動行事・・・・ ○○子供会 ○○老人会の総会等 ・・・・ ○○老人会 防犯行事集会等 ・・・・ ○○防犯協会 交通法令講習会等 ・・・・・ ○○交通安全協会 運動会 福祉大会 母親大会 その他これに準ずるもの	免除

(注)上記ア、イに該当し、カンパ、寄付金その他これに類する金銭を徴収する場合については 有料とする。ただし、市が共催又は後援するものについては免除とする。

使 用 事 例	使 用 料
ウ 国、県その他公共団体が事務事業のために使用する場合 暴力追放大会 ・・・・・・ ○○警察署 教員採用試験 ・・・・・・ ○○教育事務所 その他	免除

③ 法令に基づくもの

使 用 事 例	使用料
公職選挙法に基づき個人演説会に 使用する場合 ※ 4(1)、6(5)及び【別表1】参照	候補者1人につき同一施設ごとに 1回を限り無料とする。

(注) 2回目以降は有料(公職選挙法第164条)

《学校園が異なれば各学校園1回は無料》

例:浜脇小学校と夙川小学校をそれぞれ1回ずつなら、両方とも無料

(2) 有料の場合

ア その他の団体、グループが使用する場合

英語検定試験 ・・・・・ 日本英語検定協会

文化、体育活動 ・・・・・ ○○労働組合

学校教育の一環 ・・・・・ 西宮市立以外の学校園が行う運動会等

民間企業の親睦ソフトボール大会

その他団体、グループが行う文化、体育活動

- イ 現職の知事、市長、議員による国、県及び市会報告会
 - ※ 1回目の使用から有料
 - ※ 6(5)②及び【別表1】参照

ウ 政党演説会 ・・・・・・ 政党、政治団体

 政党等演説会・・・・・・
 "

 政談演説会・・・・・・・
 "

※ 1回目の使用から有料

※ 4(2)、(3)、(4)、6(5)②及び【別表1】参照

8 使用料の還付(条例第4条第2項関係)

委員会において特別の理由があると認め、使用料を還付する場合は、おおむねつぎの場合において、 使用日を他の日に振り替えて使用しないときとする。

- 学校行事など委員会または学校の都合で許可を取り消したとき
- 災害等で使用できなくなったとき
- 雨等のため、屋外運動場を使用させることが運動場の維持管理上適当でないと校園長が判断したとき
- * 使用日を振り替える場合は、条例第5条の規定を適用する。なお、振り替えないで使用料の還付を請求するときは、手続として、校園長の証明が必要である。

《その他》

- 1 福祉施設(ななくさ学園、西宮すなご医療福祉センター、わかば園、善照学園など)の児童が使用する場合は、免除の対象になる(構内行事の場合は免除)。 ⑨
- 2 プールの使用は、規則第3条第2項における活動のうち防災に係る事業の他、市の事業及び水練学校で使用する場合を除き、許可しない(使用させる場合は、使用人員、指導者及びどのように実施するかなどの状況を参考に提出させる)。①⑤
- 3 ○○同盟、○○期成会などの大会の場合は、申請書を一度預かって検討する。①
- 4 高体連(中体連・小体連も同じ)の運動クラブが使用の場合① 市内の児童及び生徒対象 ・・・・・ 学校で許可

その他 ・・・・・・・・ 教育委員会で許可

付 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成8年9月24日①)

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

付 則(平成10年4月1日②)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年1月16日③)

この要綱は、平成14年1月16日から施行する。

付 則(平成14年4月1日④)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年11月9日⑤)

この要綱は、平成22年11月9日から施行する。

付 則 (平成23年9月14日⑥)

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日⑦)

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月8日®) この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

付 則(令和元年7月10日⑨) この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

付 則(令和2年4月1日⑩) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和6年4月1日⑪) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

地域団体について

規則第6条にいう校区内の地域団体は、当面、以下の団体及び団体に属する各地区団体に限定する。 ② ③ ⑤

記

自治会(地区単位及び連合体)

西宮コミュニティ協会 (地区単位)

西宮市社会福祉協議会(地区単位)

西宮市老人クラブ(地区単位)

西宮市民生委員・児童委員会(地区単位)

NPO 法人エヌ・エフ・ケイ (地区単位)

西宮市環境衛生協議会(地区単位)

西宫防犯協会(地区単位)

甲子園防犯協会(地区単位)

西宮市消防団 (地区単位)

西宮市家庭防火クラブ協議会(地区単位)

西宮市自主防災組織(地区単位)

西宮市地域婦人団体(地区単位)

西宮市連合婦人会(地区単位)

使用場所となる学校園の PTA

西宮市子ども会協議会(地区単位)

日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神さくら地区協議会(団単位)

ガールスカウト日本連盟兵庫県支部西宮市協議会 (団単位)

西宮市青少年愛護協議会(地区単位)

西宮市青少年補導委員連絡協議会(地区単位)

西宮市公民館活動推進員会 (地区単位)

スポーツクラブ21 (地区単位)

地域交流室の使用登録団体(学校単位)